

令和5（2023）年度第2回みよし市公平委員会

議事録

日時 令和6（2024）年2月26日（月）

開会 午後3時

閉会 午後3時30分

場所 市役所5階特別会議室

出席者（公平委員会）

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

（事務局）

総務部部長

深谷正浩

事務職員（総務部次長兼総務課課長）

小野田浩司

事務職員（総務課主幹）

森田悟史

事務職員（総務課副主幹）

林航平

事務職員（総務課主任主査）

鈴木寛之

事務職員（総務課主査）

一丸智詩

次第

1 委員長挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

令和6（2024）年度みよし市公平委員会事業計画について

名 前	内 容
総務課長	<p>皆様お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それではただいまから令和5年度第2回公平委員会を開催いたします。それでは初めに倉橋委員長からご挨拶をお願いいたします。</p>
倉橋委員長	<p>本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。この場をお借りして、能登半島地震のお見舞いを申し上げたいと思います。東南海地震のこともありますので、我が身のことにように考えたいと思っております。気をつけたいと言っても地震はなかなか予測が不可能なので、日頃からの備蓄とかそういうことが大切かなと思っておりますが、なかなか準備不足のところもあります。また、みよし市からも、復旧活動に行っらっしゃる方もあるかと思っておりますが、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。</p>
総務課長	<p>ありがとうございます。これより議題に入りたいと思っておりますが、委員長の進行により議事を進め進めていただきたいと思います。それでは委員長よろしくをお願いいたします。</p>
倉橋委員長	<p>はい。出席委員3名ですので、地方公務員第11条第1項に基づき、定足数に達しております。ただいまより令和5年度第2回みよし市公平委員会会議を開催いたします。これより議事に入ります。</p> <p>議題、職員団体登録事項の変更について、事務職員より説明をお願いいたします。</p>
林副主幹	<p>はい。総務課副主幹の林から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。議題の職員団体登録事項の変更につきまして説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。令和6年2月13日付けのみよし市教員組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づきまして、役員の改正に伴う職員団体役員改任届及び事務所変更届が4ページから7ページの通り、公平委員会に提出されております。公平委員会では、すでに登録を受けております職員団体から、このような届け出が提出された場合におきまして、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届け出手続き等の記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>それではまず、役員の改任届の確認を行っていただく前に、職員が職</p>

員団体を組織し、公平委員会の登録を受ける理由について説明をさせていただきます。資料2ページをご覧ください。まず、地方公務員の団結権についての説明となります。地方公務員は労働組合法が適用されないため、労働組合を組織することができません。その代わりに、地方公務員法に基づき、職員団体という団体を組織することができるとされています。この職員団体とは、2に記載しておりますが、地方公務員法において、職員が勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織する団体を言うとしており、職員が職員団体を組織するかどうか、また、職員団体に加入するかどうかは強制ではなく、自由とされています。そして三つ目に記載しておりますが、職員団体を組織し、公平委員会で登録を受けますと、三つの便宜を受けることができるとされています。

一つ目は、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあった場合は、その申し入れに応ずべき地位に立つものとされていること。二つ目、三つ目については、みよし市において対象がないので説明は省略させていただきます。

この三つの便宜、今お伝えしたように本市の場合は二つ目と三つ目は対象がありませんので、一つ目の市の当局にきちんと交渉の場に立つてもらうために、職員団体を組織し、公平委員会の登録を受け、そして引き続き登録を受けるために、役員の改任等がある都度、届け出が行われているということになります。

それでは、議題の内容に戻りまして、役員の改任届につきまして、委員の皆様を確認をしていただきたいと思います。確認をしていただきたいのは、資料3ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部の3点となります。

1点目としては、役員選挙が組合の全ての構成員に対し、投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ、秘密の投票で実施されているかという点。2点目は、当選した役員が投票者の過半数以上の票を獲得しているかという点になります。3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。まず1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し、投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料5ページの役員改任証明書によって、

	<p>みよし市教員組合選挙管理委員長が証明しています。次に2点目の、「当選した役員が投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料6ページの通り、投票総数246名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が投票総数の過半数を超えていることがわかります。最後に3点目の、「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で、教育委員会に問い合わせ、市内の小中学校に勤務している教員のみによって組織されていることを確認しました。以上が役員改任届の説明となります。</p> <p>続きまして、資料7ページをご覧ください。今回の役員改任に伴い、執行委員長が改任となりました。みよし市教員組合規約の規定により組合の事務所は、執行委員長の勤務校に置くこととなっておりますので、こちらの通り、事務所変更届の提出がありました。この内容についても、執行委員長の勤務校を教育委員会で確認したところ、三好丘小学校に勤務されていることを確認いたしました。</p> <p>今回提出されました役員改任届と事務所の所在地の変更届を、委員の皆さんに確認をしていただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行い、資料8頁の案の通り、本日付けでみよし市教員組合に通知させていただきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。</p> <p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質問があればお願いいたします。</p> <p>一つよろしいですか。もう、この職に就いて、長くさせていただいていきますので過去に同じ質問をしたかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っておりますが、今の委員長が勤務先が変わったことによって、事務所の所在地も変わっているのですが、多くの場合、教員の方は転勤があると思うのですね。新たに委員長になられた方がこの三好丘小学校から転勤される方も可能性としてあると思うのですね。その時に逐一転勤届けをするものでしょうか。或いは事務所変更届というものは提出するものなのかどうか、その辺りを教えていただければと思います。</p> <p>はい。執行委員長の勤務する学校に事務所を置くというふうに定められておりますので、学校側で異動があった場合には、そちらの学校に事務所の方も変更することとなります。</p>
倉橋委員長	
村上委員	
林副主幹	

村上委員	<p>そうすると付随事項ですので、いちいちこの署名がいるかどうかというところが、私の質問の本意ですけれども、当然変わりうるのですよね。任期途中で事務所は実は変わっているのに、ということがありうると思うのですけれども。形骸化してないかというのが質問の本意です。</p>
林副主幹	<p>実際に異動があった場合には、やはり登録の変更が必要になりますので、委員会としては開催をさせていただいて、登録をしていただくということを実際に行うことになると思います。ただ現実的にそれが行われるという可能性は低いのではないかと考えております。</p>
村上委員	<p>そうすると、委員長をお受けになる方というのは、もう1年、この新たな年度からも、当該の学校に勤務するってことが暗黙のうちに了解されるということに繋がるということでしょうか。</p>
林副主幹	<p>はっきりと確認はしているわけではありませんが、過去の例を見ますと、このような流れなのかなというふうに考えております。</p>
村上委員	<p>そのことに何か問題があるかという、私はないとは思ってはいるのですけれども、手続き上どういう形かなというのが素朴な疑問でしたので、結構です。ありがとうございました。</p>
倉橋委員長	<p>それに関して以前に私も質問したような気もするのですけれども、例えば規約、規程で、組合事務所は委員長の所属所、勤務校にするとかいうのを一つ入れれば、あとは機械的に変更できますよね。</p>
林副主幹	<p>今ですね、過去の資料を見てみますと、実際に平成30年に先生が異動になった事例があったようで、その時はまた4月に委員会を開催してですね、ご登録をいただいたということを実際に行わせていただいています。その団体の規約にもありますが、市の条例にも届け出がいるということが定められておりまして、公平委員会としては実際に届け出をいただかないことにはその状況というのが、わからない部分もありますし、実際には届け出をいただいて、委員の方々に認めていただくというところが正式な登録としては必要なのかなというふうに考えております。</p>
倉橋委員長	<p>はい。ありがとうございました。 他にご質問はございますでしょうか。</p>
真島委員	<p>はい。第4条に、10日以内であるのですが、これは何を基準に10日でしょうか。この日程が今回の場合だとどの日程が10日、どの</p>

林副主幹	<p>日から起算して認めるということになるのでしょうか。</p> <p>この10日以内というのは、変更が行われた日になりますので、実際には役員の改任が行われたのは、5ページの役員改任証明書の2にありますように、投票日の2月1日を基準にして、10日以内に出していただく必要があることとなります。</p>
真島委員	<p>そうするとこれは10日以内でないから認めないという判断でもいってことですか。</p>
林副主幹	<p>組合の方には、こちらから10日以内に届け出すると条例で定められているということを改めてお伝えして、徹底されるよう努めて参ります。</p>
倉橋委員長	<p>短期間に公平委員会を開くというのは大変なことかと思うのですね。日程調整もありますし、この部分は、その理由を生じた日から速やかにとか、何か変えられた方が、今後、運営しやすくなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
林副主幹	<p>今の定めとしましては、団体は変更等があったら、10日以内に公平委員会に届けを出して、公平委員会は届け出を、受けた日から30日以内に決定するという定めになっております。ですので、団体の方が、おそらく10日以内というところをよく承知していなかったと思われまますので、我々からもその辺りについて、しっかり周知徹底を図って参りたいと思います。</p>
倉橋委員長	<p>そうですね。</p>
真島委員	<p>9日が金曜日で、10日が土曜日、日曜日で祝日挟んで、火曜日に出されていると思うのですが、そういう祝祭日を含むのか含まないのかとか、あるいは土日であっても、警備員さんとかに出せば受理されるのかという日にちの規定なのですが、そのあたりはどうなっていますか。</p>
林副主幹	<p>土日祝日の規定というのは、特にこの場合、ないものですから、実際のその日にちをカウントした10日というところが期限になってきます。警備員等で受けられるかというところですが、様々な書類がある中でそういう判断というのは警備員だとなかなか難しいものですから、基本的には開庁日あるいは郵便で届けていただくこととなります。</p>
真島委員	<p>郵便だと、どの時点で受理日となるのですか。消印ですか。それとも、</p>

	<p>例えば閉庁日ですと、郵便受け付けをしている係の人の所に届いた日が受理日ですか。</p>
林副主幹	<p>実際に受け付けというところになりますと、我々が確認させていただいた時になりますので、我々の手元に届いた時ということになります。</p>
真島委員	<p>そうすると月曜日とか月曜日が祝日なら火曜日ということですよ。今回で言うと2月の9日が金曜日で、10日が土曜日だから、土日はやっていないので、土日で、月が祝日の振替になり、10、11、12までが休みで、この月曜日明けて、火曜日だったので、開庁日っていうので多分届いているのだと思うのですが、そういうことで13日になっていると思うのですが、その場合は、結局土日とか祝日とか別に考慮しませんよということであれば、無効ということですか。9日に届かないと駄目ということですか。今回の場合はどうするのですか。</p>
倉橋委員長	<p>土日を除けば10日以内ですよ。</p>
村上委員	<p>規定が、厳密で、少しタイト過ぎますよね。これ無理が生じる場合も当然想定しなければいけないので。</p>
倉橋委員長	<p>10日以内というのは、例えば2週間以内でも根拠がないので、こういうのはよく見かけるのはできるだけ速やかにという表現が多いので、そのように今後は変えられたらどうでしょうか。変えられるとしたら、手続きはどうなりますか。</p>
林副主幹	<p>資料1ページを見ていただくと、市職員団体の登録に関する条例でして、市の条例で定められています。そのため市の市議会に提出して手続きすることになります。</p>
倉橋委員長	<p>条例を変えるのは大変なのですか。</p>
深谷部長	<p>基本的には案を作って議会に提出して議会でそれが可決されればということですので、相当の理由があれば、条例の改正案を出していくということになります。最初にお話が出ていました事務所の話、それからこの10日以内、この場合も含めて、こちらで、検討させていただきたいと思います。</p> <p>それと今回ですね、先ほど担当もお話したのですが、確かにその理由が生じた日から10日以内ということで、教員組合が2月13日付で出しておられますので本来であれば10日以内に出してもらう必要がありますが、組合の方には、条例が10日以内ということですので、</p>

<p>倉橋委員長</p>	<p>今後しっかり守ってくださいとお伝えさせていただき、今回のこの件については、無効というのではなく、届け出いただいた内容について、審議をいただけたらなというふうには思っております。</p> <p>内容についてはいかがでしょうか。</p> <p>そのご質問のあった事務所の変更とそれから10日以内ということについては今後検討してくださいという要望を出しながら、中身について検討するということがいかがでしょうか。</p>
<p>村上委員</p> <p>倉橋委員長</p>	<p>はい。良いと思います。</p> <p>他にご質問ありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>他にご質問なければただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題、職員団体登録事項の変更について、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p> <p>倉橋委員長</p>	<p>ありません。</p> <p>付則つきということでよろしく申し上げます。</p> <p>異議はないようですので、職員団体登録事項の変更については承認されたものといたします。</p> <p>これで本日予定していました議題につきましてはすべて終了いたしました。それでは事務局よりその他について申し上げます。</p>
<p>林副主幹</p>	<p>はい。次第の3番、その他事項について説明をさせていただきます。</p> <p>資料9ページをご覧ください。公平委員会の令和6年度の事業計画について、こちらに記載をさせていただきました、令和6年4月ごろに、愛知県公平委員会連合会役員会及び総会が、5月に全国公平委員会連合会東海支部の役員会総会及び事務研究会が行われる予定です。そして、市の職員組合の解任に伴う、公平委員会を7月から8月の間で開催し、10月に愛知県公平委員会連合会事務研究会が行われる予定です。令和7年の2月から3月に、本日と同様の教員組合の改任に伴う公平委員会の開催を予定しております。以上が、現時点での令和6年度の事業計画となります。</p> <p>なお、令和6年度の各連合会の総会や事務研究会につきましては、正式な案内が来ていないため、現時点では開催方法等の詳細が、不明でありますので、正式な通知が届きましたらご連絡させていただきます。</p> <p>その際参加いただける委員の方には出席をお願いしますので、委員の皆様へ随時出欠の確認をさせていただきます。ご承知おきいただきます</p>

倉橋委員長	<p>ようお願いいたします。以上説明とさせていただきます。</p> <p>ただいまの説明につきましてご質問があればお願いいたします。</p> <p>昨年度、尾張旭市で開催予定していましたよね。5月ごろですか。それが書面開催に変わったので、また同じ市で開催ということですか。何かお当番がありますか。</p> <p>ふと疑問に思っただけですので、大丈夫です。今年はここでやるという、そういうふうな認識でよろしいですか。</p>
林副主幹 倉橋委員長	<p>もう一度、改めて確認してご連絡させていただきます。すみません。</p> <p>はい。ちょっと気になっただけです。すみません。</p> <p>あと、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご質問がなければ、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会といたします。ありがとうございました。</p>
委員 小野田次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>公平委員会の議事録につきましては、委員の皆様の署名が必要でございますので、後日、会議録を作成し、御署名をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。</p>